内閣総理大臣 菅 直人 様

原子力災害の賠償等に関する緊急要望

平成23年7月21日

福島県原子力損害対策協議会

会 長 福 島 県 知 事 佐 藤 雄 平

副 会 長 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会

会長 庄 條 一

副会長 福島県商工会連合会 会長 田 子 正太郎

副会長 福島県市長会 会長 福島市長 瀬 戸 孝 則

副会長 福島県町村会 会長 西郷村長 佐 藤 正 博

原子力災害の賠償等に関する緊急要望

福島第一原子力発電所で発生した原子力災害は、県内全域において、県民生活はもとよりあらゆる産業に極めて深刻な被害をもたらしている。

この事故により避難等を余儀なくされた住民は、避難所等において、今もなお生活の見通しを立てることもできず、身動きのとれない不便な生活を強いられている。

また、全ての県民が放射線の見えない恐怖に長期間さらされているとともに、地域経済と雇用を支える県内事業者は、事業継続の瀬戸際に立たされ、これまで築き上げてきた地域社会や地域経済の崩壊も危惧される危機的な状況にあり、こうした状況に置かれ続けることに、不安と苛立ちは極限に達している。

このような、被災した住民、事業者の極めて厳しい実態を十分に踏まえ、現在の窮状から一刻も早く救済すべく、202万人県民の切実かつ深刻な総意として、下記について、東京電力はもとより、国による迅速かつ確実な対応を強く要望する。

記

1 あらゆる損害への迅速かつ十分な賠償等

原子力災害に伴う損害は、長期にわたり、県内全域で様々な分野に及んでいることから、これまでに被った、そして今後被るであろう県民の極めて深刻な経済的・精神的損害について幅広くとらえ、東京電力はもとより、国が責任を持って迅速かつ十分な賠償等を行うこと。

- 2 風評被害を含む経済的損害
- (1)「フクシマ」というだけで敬遠され、契約の解除、取引拒否、 取引価格の大幅な低下、放射線に汚染されていない証明書の要 求等による経済的損害が、県内全域の様々な分野で実際の損害 として被っていることから、農林漁業、観光業のみならず、損 害の範囲を幅広くとらえ、確実に賠償等の対象とすること。
- (2)避難等による商圏の消滅、取引先の営業休止等による調達不能、販売不能等に伴う損害(いわゆる間接被害)について幅広くとらえるとともに、原子力発電所事故に起因する直接的な損害であることは明らかであることから、その全てを賠償等の対象とすること。
- (3)長期化する原子力災害に伴い、廃業や倒産を余儀なくされた場合の損害については、それまでの営業実績や資産価値等を十分に反映した算定を行うことはもとより、転業や再就職等を成し遂げるまでの苦労や努力など、それぞれの実情に応じた生活支援等を含め確実に賠償等の対象にするとともに、その算定方法等について早急に明らかにすること。
- (4)地震・津波との複合的要因がある場合であっても、今般の原子力発電所事故は長期的かつ深刻な被害を生じさせていること から、全て原子力災害として十分な賠償等を行うこと。
- (5)放射能の影響を軽減するために、自ら実施する放射線対策に 要する経費についても、賠償等の対象にすること。

3 精神的損害

(1)原子力発電所事故に伴う精神的な苦痛は、避難等を余儀なくされていることにとどまらず、政府指示による区域を越えて、放射能による長期的な健康不安、校庭や公園等の利用制限など様々な要因によって生じていることから、県内全域を賠償の対象とするととともに、被災者の実態に見合った賠償等がなされるよう、避難場所等による区分や損害の基準額等を早急に見直すこと。

- (2)緊急時避難準備区域において、自宅に滞在している住民の精神的苦痛を賠償の対象外にすることは到底理解できるものではなく、水素爆発等の異常な放射性物質の放出を伴う緊急事態となる危険性があるがために政府による指示が発せられ、引き続き自主的避難が求められているとともに、立退き又は屋内への退避が可能な状態を維持するために自由な行動が制限されていることに加え、家族と一緒に暮らすことができないなど平穏な生活を奪われている実態にあることを十分に認識し、確実に賠償等の対象とすること。
- (3)原子力発電所事故の収束がいまだ見えない状況にあって、避難の長期化に伴う不安や将来に対する絶望感など、日ごとに増大する要因もあることから、期間の経過に伴い精神的苦痛の損害額を減額する考え方は早急に見直すこと。

4 自主避難

原子力発電所事故は、日本人がこれまで経験したことのない未曾有の事故であり、事故当初の政府による避難等指示区域の順次拡大等による恐怖心や切迫感、政府による避難等指示区域を越えた広範囲における放射線の見えない恐怖にさらされている状況等により、安全・安心を求めて自主的に避難することはやむにやまれぬ行動であり、放射性物質による汚染の危険性を懸念して敬遠したくなる心理が合理性を有しているとして県内全域の風評被害を認めることとした考え方を踏まえ、自主避難に要する費用、避難に伴う精神的苦痛、生活費増加分について、確実に賠償等の対象とすること。

5 避難区域等の見直し

避難区域等の見直しに当たっては、地域住民に混乱を生じさせないことを第一に、引き続き避難等を余儀なくされ、又は新たに避難等を求められる住民はもとより、避難等指示の解除に伴い帰還する住民に対する生活支援に万全を期すとともに、避難等の実態に見合った十分な賠償等を行うこと。

6 長期的な視点に立った賠償等

原子力発電所事故が収束し、又は政府等による避難指示や出荷制限指示等が解除された後であっても、被災者の生活や事業の立て直しには相当の期間を要することから、被災者のそれぞれが生活や事業の再建を果たすことができるまで、その間に必要となる様々な経費について確実に賠償等の対象とすること。

7 被災者の早期救済

- (1)損害賠償額の仮払いについては、東京電力はもとより国の責任の下で確実に対応し、県内全域のあらゆる業種を対象に上限額を設けることなく、迅速かつ定期的に実施すること。
- (2)仮払いを含む賠償等の時期や対象等を明確にする工程を示す とともに、最後まで十分かつ確実に賠償等がなされる枠組みを 早急に確立すること。
- 8 被災者の賠償請求手続きの簡素化・負担軽減
- (1)原子力発電所事故による被害が202万人県民全てに及んでいること、また、長期の避難等により、損害を証明する証拠書類の収集が困難な状況にあること等を踏まえ、被災者の立証事務等を簡素化するなど賠償手続きの負担軽減を図り、迅速な賠償等を行うこと。
- (2)被災者の賠償請求事務を円滑に進めることができるよう、東京電力及び国が責任を持って、県内全域はもとより県外においても十分に対応できる体制を構築すること。

9 地方公共団体等の損害

役場機能の移転のほか原子力災害に伴う被害の対応に相当の負担が生じていることから、県内全ての地方公共団体等が被った損害も賠償等の対象とすること。

10 特別法(原子力損害賠償)の制定

今般の原子力災害は、歴史的にも類を見ない甚大な災害であり、 様々な分野で広範囲かつ長期的に損害を生じさせていることから、 現行法の枠組みにとらわれることなく、特別法の制定等により、 被災者の実態に見合った十分な賠償等を行うこと。